

平成 30 年度 第 3 回特別職報酬等審議会 会議録

日 時：平成 31 年 2 月 8 日（金）PM3:00～PM3:30

場 所：堺市立消費生活センター 研修室

出席者：近藤真司会長、岩本洋子委員、久保洋子委員、隈元英輔委員、篠藤敦子委員
堀畑好秀委員、森口巖委員、森下直樹委員、横山健委員

事務局：土生総務局長、森人事部長、櫻田人事部参事、濱脇労務課長

近藤会長 それでは、第 3 回の審議会をはじめます。

本日は、前回までの審議会の審議経過を踏まえて、私と事務局とで、あらかじめ作成しました答申案について、ご意見をいただきたいと考えています。

改めて、前回までの審議内容を整理しますと、

まず、「議会議員の報酬の額及び市長・副市長の給料の額」については、

- ・「財政状況」は、引き続き堅調に推移している。
- ・社会経済情勢については、米中貿易摩擦の激化等により不透明な面があるが、国内景気ではインバウンド消費の活況や、今後オリンピックや万博も控えており、それほど悲観的なものではない。
- ・また、「一般職の状況」、「他市の状況」、「職務職責」については、いずれにおいても、昨年度の審議会での審議から大きな変動がない。
- ・よって、今年度、直ちに引き上げる要因や引き下げる要因が見当たらないことから、変更しないと判断することが妥当。

という内容であったと思います。

次に、審議事項の 2 つ目の「議会議員及び市長等特別職の期末手当の支給月数の改定のあり方等」については、

3 点ある諮問事項のうち、関連する「当審議会の審議を経ずに改定することの妥当性」と「一般職に連動させることの是非」をまとめて審議し、その後で、「市長が議案を提案することの妥当性」を審議しました。

まず、まとめて審議した「当審議会の審議を経ずに改定することの妥当性」と「一般職に連動させることの是非」のうち、「一般職に連動させることの是非」については、

- ・国では、特別職や国会議員の一般職準拠が制度として予定されており、地方公共団体においても、国の一般職準拠にならば、特別職や議会議員の一般職連動が大勢となっている。
- ・民間においても同様に役員と従業員間で、一定の均衡が図られている。
- ・これまで長期にわたり一般職に連動させてきたこともあわせて考えると、現行の手法は、合理的である。

という内容であったと思います。

また、「当審議会の審議を経ずに改定することの妥当性」については、

- ・当審議会では、期末手当も含めた年収等を確認の上、議会議員の議員報酬や特別職の給料の額の妥当性について毎年審議している。
 - ・国においては、当審議会のような第三者機関の審議を経ずに一般職と連動して改定している。
 - ・これらをふまえると、客観性や公正性は一定担保できており、期末手当の支給月数のみを取り出して別途審議する必要があるとは言えない。
- という内容であったと思います。

最後に、「市長が議案を提案することの妥当性」については、

- ・法律上、市長には、予算を調製する権限や予算案を議会に提出する権限がある。議会議員も、議案を議会に提出する権限を有するが、予算を伴う場合は、市長との事前調整という一定の制限がある。
- ・仮に、提案主体が市長であったとしても、議案の審議において、議会の意志は反映される。
- ・これらをふまえると、市長が議会議員の期末手当改定の議案を提案することに妥当性がある。

という内容であったと思います。

今お示した内容に沿った答申書案を、私と事務局のほうで作成し、お手元に配付しております。

それでは、答申書案について、項目ごとに確認していきたいと思います。

まず、「1 議会議員の報酬の額及び特別職の給料の額」の部分を事務局から読み上げていただけますか。

事務局 (答申の読み上げ)

近藤会長 ただいまの答申書案の内容について、ご意見を頂戴したいと思います。皆さん、ご質問、ご意見はございますか。

篠藤委員 確認なのですが、堺市の財政状況は将来に向かって、大きな変動が起こることではないのでしょうか。

事務局 総務省が発表している財政状況を客観的に比較する1つの指標として、将来負担比率というものがあります。この将来負担比率について、政令市の中でも極めて良好で、近い将来、大きな財政負担が発生するという状況にはありません。

近藤会長 他にご意見・ご質問はございますでしょうか。

近藤会長 ほかにご意見がないようでしたら、次に「議会議員及び市長等特別職の期末手当の支給月数の改定のあり方等」の部分を事務局から読み上げていただけますか。

事務局 (答申の読み上げ)

近藤会長 ただいまの答申書案の内容について、ご意見を頂戴したいと思います。
皆さん、ご質問、ご意見はございますか。

岩本委員 答申案の「市長が議会議員の期末手当改定の議案を議会に提案することの妥当性について」で「市長が議会議員の期末手当改定の議案を提案する現行の手法に妥当性がある」ということになっていますが、議員立法も可能です。堺市は平成9年から議会議員の報酬は上がっていません。仮に、議会議員が報酬を上げたいと考えた場合、自分たちで議案を提案して、議会で議論するというのもあると思います。「現行の手法が妥当である」という結論だけでは、若干不足があると思います。

近藤会長 議会議員が期末手当改定の議案を提案することの妥当性も存在するということですね。

岩本委員 国会でも議員立法はたくさんあると思います。

近藤会長 市長が議会議員の期末手当改定の議案を提案しなければ、議案が提出されないという可能性が存在するということになってしまうので、議会議員が議案を提案する余地があるということ、また、現に議会議員が議案を提案している自治体があり、そうした自治体では市長が予算の調製に依拠していることも確認しておく必要があると思います。

近藤会長 他にご意見はありますか。

近藤会長 皆さんのご意見及び前回の議論を整理しますと、

- ・「市長が議会議員の期末手当改定の議案を提案することの妥当性」について、審議会として、市長が提案することに妥当性があると判断した。
- ・もう一つの手法である議員提案についても、審議会としては、触れておく必要がある。
- ・現に、議会議員が提案している自治体も存在している。
- ・予算を伴う議案を議会議員が提案する場合、手続き上、予算措置について市長と事前調整が必要であるが、市長の側は、予算の調製に依拠する立場にあると考えられる。
- ・実際、議会議員が提案している自治体では、市長が予算を調製し、予算案を議会に提案している。
- ・このような状況を踏まえると、本審議会として、適正な報酬及び期末手当のあ

り方等について審議するために、引き続き、他市の動きを注視していく必要があると考えている。

ただいま整理した内容については、今回の結論とは別に審議会として付言するという扱いにしたいと思いますが、皆さん、よろしいでしょうか。

他にご意見・ご質問はございませんでしょうか。

(一同) (異議なし・意見なし)

近藤会長 ご意見・ご質問がなければ、この答申案をもとに、本日いただいたご意見を盛り込み、私の方で推敲したものを最終的な答申書としたいと思います。その作成については、私に一任いただけますでしょうか。

(一同) (異議なし)

近藤会長 それでは、皆様に一任いただきましたので、私のほうで責任を持って作成させていただきます。

なお、答申の日程につきましては、事務局と調整し、私から市長にお渡ししたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(一同) (異議なし)

近藤会長 それでは、そのように取り扱うことといたします。

本日の会議をもちまして、平成30年度の審議会は最終となります。

皆様のご協力を得まして、審議が円滑に終了しました。

委員の皆様には、短い期間の中で、熱心にご審議いただきました。また、資料を持ち帰ってご検討いただくなど、大変ご苦勞をおかけしたかと思いますが、お蔭をもちまして、一定の結論を得ることができましたことについて、皆様に厚くお礼申し上げます。

最後に、事務局から何かございますか。

事務局 ・事務局挨拶

近藤会長 それでは、これもちまして閉会したいと思います。

皆様、どうもありがとうございました。